

沿岸漁業等振興資金

1. 制度の趣旨

沿岸漁家等の所得の向上に寄与することを目的とし、昭和44年度から沿岸漁業近代化資金を引き継いで実施している資金で、信漁連等の融資機関が漁業者等に低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度です。
(根拠法「長崎県沿岸漁業等振興資金融資条例」)

2. 借受資格者

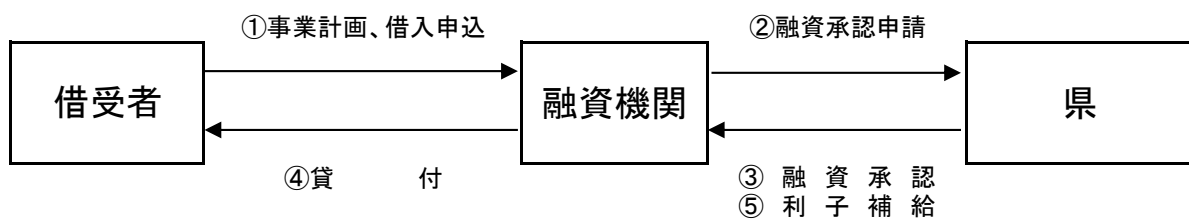
- ア. 沿岸漁業者(個人・法人)
- イ. 沿岸漁業関係水産加工業者(個人・法人)
- ウ. 内水面漁業者(個人・法人)
- エ. 知事が特に必要と認める者(個人・法人)

※ 県税を完納していること。

3. 融資機関

- ア. 信用漁業協同組合連合会
- イ. 水産加工業協同組合
- ウ. 農林中央金庫
- エ. 銀行
- オ. 信用金庫
- カ. 信用協同組合

4. 制度のしくみ



5. 貸付条件

別表のとおり

別表
(沿岸漁業等振興資金)

資金の種類	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額(千円)		融資率 (%)	貸付対象事業
			個人	法人		
1号資金 (漁協の経営改善 に要する資金)	10	2	—	知事が必要と 認める金額	100	自営事業、販売事業等 の悪化に伴い漁協の運 営に支障をきたしている 場合の再建
2号資金 (漁業経営の安定 又は改善に要す る資金)	7	2	25,000	25,000	100	固定化負債の整理によ る漁業経営の再建 (漁業経営維持安定資 金対象者を除く)
3号資金 (漁協の事務合理 化機器の整備に 要する資金)	5	2	—	30,000	80	コンピューター、複写機 等の購入設置(漁業近 代化資金の対象施設を 除く)
4号資金 (漁協の合併目的を達成す るために必要な資金)	10	2	—	知事が必要と 認める金額	100	3年以内に合併する漁 協が、欠損金等の整理 のため借入れるもの
	10	2	—	知事が必要と 認める金額	100	合併漁協が、合併後3 年以内に欠損金等の整 理のため借入れるもの
	10	2	—	20,000 (特認 50,000)	80	合併漁協が、合併後3 年以内に施設整備のた め借入れるもの
	10	2	—	20,000 (特認 50,000)	80	3年以内に合併する漁 協又は合併後5年以内 の漁協が、共同利用施 設及び事務所を修繕又 は撤去するため借入れ るもの
5号資金 (養殖漁業の経営 時に必要な資金)	3	6月	10,000	10,000	90	種苗購入・育成資金 (漁業近代化資金対象 魚を除く)、栽培漁業用 種苗生産・放流
6号資金 (災害等復旧のた め必要な資金)	10	2	10,000	20,000	80	漁業生産施設等の災害 復旧、公害防止施設等 の設置及び改良
7号資金 (漁船・機関等の修理 に要する資金)	4 ※機関の オーバー ホールの 場合は5年	2	5,000 (最低限度 200)	5,000 (最低限度 200)	90	漁業再生産を図るため の漁船・機関等の修理 (20t未満の漁船)
8号資金 (水産物の流通改善 等に必要な資金)	5	1	—	20,000 (特認 100,000)	80	漁協又は漁連が行う水 産物の調整保管のため の運転資金
9号資金 (不漁対策資金)	2	6月	別に定める	別に定める	100	不漁による事業継続困 難者(経費の70%未満 の収入)
10号資金 (知事特認資金)	10	2	30,000	100,000	100 80	沿岸漁業等の振興に必 要と認める資金